

学校・保育所等の管理下において生じたけが等に対する医療費の給付について

1 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）による災害共済給付が基本です。

学校・保育所等の管理下での児童生徒等のけが等（負傷、疾病等）に対して、JSCから医療費が給付される場合は、福祉医療費の助成対象になりません。すでに、乳幼児等・こども医療費受給者証を提示して助成を受けてしまった場合は、医療機関または姫路市にご相談ください。この場合は、JSCからの給付が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

学校・保育所等の管理下でのけが等（負傷、疾病等）により医療機関等を受診される場合は、マイナ保険証等（※）のみでいったん保険診療の一部負担金（2割または3割）をお支払いください。

支払った医療費の払戻しについては、各学校から配布する「災害共済給付制度のお知らせ」でご確認ください。

2 例外的に、福祉医療費助成の対象となる場合があります。

学校・保育所等の管理下でのけが等（負傷、疾病等）であっても、傷病に係る初診から治ゆまでの間の医療費総額（10割）が5,000円未満（一部負担額：小学生以上（3割）1,500円未満、未就学児（2割）1,000円未満）の場合は、福祉医療費の助成対象となりますので、後日、市の窓口で医療費の払戻しの手続きをしてください。

（※）マイナ保険証等…マイナ保険証、または資格確認書（高額になる場合は限度額適用認定証も必要）等

